

試験問題（刑事訴訟法）

【問題1】（配点50点）

次の各事項について、条文上の根拠を指摘しつつ、説明しなさい。

- (1) 逮捕前置主義
- (2) 接見等禁止決定

【問題2】（配点50点）

以下の〔事例〕を読んで、各〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

- 1 令和3年10月19日午後10時頃、会社員のV（女性）がその居室で絞殺されるという事件が発生した。捜査の結果、勤務先の同僚Xが逮捕・勾留され、住居侵入・殺人の公訴事実で起訴された。Xは、公判でVを殺害したのは自分ではないと主張している。

- 2 Xの公判に出頭した証人がそれぞれ次のような証言をした。

同僚A：「私とVさんとは親しい友人でした。亡くなる1週間前に、Vさんが相談したいことがあると言うのでカフェで話を聞きました。
① Vさんは、『昨日、帰宅した時に誰かに跡をつけられている気がしたので、すぐに部屋の照明をつけずにカーテンの隙間から外を見たらXが前の道路からこちらの方を見ていた。街灯の明かりでXの顔がはっきり見えた。気味が悪い。どうしよう。』と
言っていました。私は会社の上司から注意してもらった方がいいと言いましたが、Vさんはまだためらっていました。」

隣人B：「令和3年10月19日、テレビの午後10時のニュースが始まった直後、隣のVさんの部屋からドスンボタンという大きな物音と②『出て行って下さい。何するんですか。やめてください。誰か助けて。』というVさんの叫び声が聞こえてきました。」

〔設問1〕

①の証言の証拠能力は原則として認められないが、②の証言の証拠能力は原則として認められるところ、その理由について、条文上の根拠を指摘しつつ、説明しなさい。

〔設問2〕

①の証言の証拠能力が例外的に認められる場合について、条文上の根拠を指摘しつつ、説明しなさい。